

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨により被災されたお客さまに対する
ガス料金、電気料金等の特別措置について

このたびの大雨により被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当社では、被災されたお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

なお、「託送供給約款（小売託送）」に関する特別措置は、8 月 14 日に関東経済産業局長へ「託送供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、同日 8 月 14 日付として認可されたものです。

1. 特別措置の内容について

(1) ガス[都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）、LPガス、圧縮天然ガス]および電気料金について

- ① 2026 年 7 月（支払期限日が 2026 年 8 月 13 日以降となるもの）、同年 8 月および同年 9 月検針分のガスおよび電気料金について、支払期限*1を 1 ヶ月間延長いたします。
- ② 2026 年 8 月 13 日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間において、お客さまが、被災が原因で、料金算定期間を通じてガスまたは電気を全くご使用できなかった場合は、全くご使用しなかった料金算定期間のガスまたは電気の基本料金は、申し受けません（8 月 13 日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間のうち、被災により、ガスまたは電気を全くご使用できなかった料金算定期間の基本料金にかかる特別措置となりますので、6 ヶ月が上限となります）。

（例）8 月のガスの検針日が 8 月 14 日、9 月のガスの検針日が 9 月 14 日のお客さまが、被災が原因で、8 月 13 日から 9 月 15 日まで、ガスを使用できなかった場合

…9 月検針分の料金算定期間（8 月 15 日から 9 月 14 日）を通じてガスを使用できなかったため、9 月のガスの基本料金は申し受けません。

(2) 都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）の配管が損傷を受けている場合の復旧のためのガス工事費について
被災により都市ガスの使用ができないお客さまが同一場所で応急的に都市ガスを使用するための臨時のガス工事費については、2026 年 10 月 31 日までにお申し込みがあった場合に、そのガス工事費は当社負担とさせていただきます。

2. 対象となるお客さま

今回の措置は令和 8 年 8 月 13 日の大雨に関連して災害救助法が適用された地域*2にお住まいでかつ、当社のガス・電気をご契約中のお客さまが対象となります。

* 1 支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が、休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 5 月 1 日、12 月 30 日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

* 2 内閣府発表の災害救助法適用地域（2026 年 8 月 14 日発表）

千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町

【参考①：内閣府『防災情報のページ』（2026 年 8 月 18 日時点）】

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

【参考②：内閣府『令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について【第 3 報】』（2026 年 8 月 18 日時点）】

<https://www.bousai.go.jp/pdf/260814-3.pdf>

以上